

千葉市概算数量発注方式試行要領

1 趣旨

この要領は、千葉市建設局土木部が発注する工事について、公共工事等の品質を確保しつつ、設計積算業務の簡略化及び効率化を促進し、事業の円滑な執行を目的として行う概算数量発注方式を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 概算数量発注方式

当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後、施工現場での取合い等を精査の上、設計数量の確定を行い、契約変更を行うものをいう。

(2) 概算数量

- 1) 設計図書に示した平面図及び標準断面図等の代表的な数量により算出した概算の設計数量をいう。
- 2) 詳細設計業務等の成果によらず、算出した設計数量をいう。

(3) 工事計画図書

工事施工前に施工範囲の確認、現地測量及び設計照査を行った結果をもとに作成する施工数量の根拠となる平面図、横断図（標準横断図）、構造図等の図面及び数量計算書をいう。

3 対象工事等

概算数量発注方式を適用する工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 道路の構造、形状等が著しく変化しない維持、修繕工事
- (2) 現地精査の結果と概算数量とのかい離等により、工事費、工期に著しい影響を与えない工事
- (3) 実施設計等の委託業務を行わずとも、工事目的物の内容や仕様等を概ね決定できる工事

4 入札

- (1) 入札公告には、概算数量発注方式による発注であることを明示する。
- (2) 概算数量発注方式により発注する場合は、総合評価落札方式の対象としない。

5 当初設計図書

当初設計時の図面等は下記を標準とする。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 横断図（標準横断図）
- (4) 構造図

- (5) 数量総括表
- (6) 特記仕様書

6 当初設計図書への明示

概算数量発注方式による工事の当初設計図書には、次の各号に掲げる方法により概算であることを明示する。

- (1) 数量総括表
該当する細別の摘要欄に「概算」と明示する。
- (2) 特記仕様書
数量が概算であること及び契約後の手続きを明示する。

7 工事計画図書の作成費用

受注者が施工前に行う工事計画図書の作成費用として「工事計画図書作成費」を共通仮設費の「技術管理費」に積み上げ計上することとする。なお、工事計画図書の作成に必要な費用のうち、調査及び測量に要する費用は、通常行う設計図書の照査の範囲内であるため共通仮設費率（準備費）に含まれる。

8 工期設定

工期の設定にあたり、標準工期に加え工事計画図書の作成の期間として15日を標準として見込むものとする。なお、工事内容により適切な期間を設定することができるものとする。

9 設計変更

工事計画図書に基づく設計変更については、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 設計変更は、建設工事設計変更等事務処理要領及び千葉市請負工事設計変更等ガイドラインに基づき行う。
- (2) 変更理由は「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更」とする。
- (3) 設計変更における材料単価の取扱いについては、積算基準に従い積算するものとする。

10 検査、成績評定

検査及び評定は、千葉市請負工事検査要綱によるものとする。

11 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項については、市と受注者が協議して定める。

附則

この要領は、平成31年2月5日から施行する。